

兵庫県公報

令和8年6月23日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（水産漁港課）…………… 1 ページ

告 示

兵庫県告示第628号の2

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
25.8トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海くろまぐろ漁業	19.1トン
兵庫県その他くろまぐろ漁業	4.5トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
30.9トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県くろまぐろ漁業	18.9トン
兵庫県その他沿岸漁業	12.0トン